

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 たなべ内科クリニック ✓
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山口県下関市清末鞍馬3丁目5番18号 ✓
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8年 8月 8日 ✓
 (4) 設立登記年月日 平成 8年 9月 2日 ✓

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 たなべ内科クリニック ✓	山口県下関市清末鞍馬3丁目5番18号	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4年 9月15日 令和 3年度決算の決定 ✓
 令和 5年 7月15日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

様式 2

法人名 医療法人社団 たなべ内科クリニック ✓

※医療法人整理番号

所在地 山口県下関市清末鞍馬3丁目5番18号

財 産 目 録 ✓

(令和5年7月31日現在) ✓

1. 資 産 額	45,433 千円 ✓
2. 負 債 額	31,985 千円 ✓
3. 純 資 産 額	13,448 千円 ✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,740 ✓
B 固 定 資 産	4,693 ✓
C 資 産 合 計 (A+B)	45,433 ✓
D 負 債 合 計	31,985 ✓
E 純 資 産 (C-D)	13,448 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 たなべ内科クリニック ✓
 所在地 山口県下関市清末鞍馬3丁目5番18号

※医療法人整理番号

貸借対照表 ✓
 (令和5年7月31日現在) ✓

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 40,740	I 流動負債	✓ 11,985
II 固定資産	✓ 4,693	II 固定負債	✓ 20,000
1 有形固定資産	✓ 4,019	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	✓ 379	負債合計	✓ 31,985
3 その他の資産	✓ 295		
(うち保有医療機関債)			
		科目	金額
		I 出資金	✓ 8,000
		II 積立金	
		III 評価・換算差額等	✓ 5,448
		純資産合計	✓ 13,448
資産合計	✓ 45,433	負債・純資産合計	✓ 45,433

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人社団 たなべ内科クリニック ✓
 所在地 山口県下関市清末鞍馬 3 丁目 5 番 1 8 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 ✓
 (自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 3 1 日) ✓

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	69,850 ✓
2 事業費用	72,741 ✓
本来業務事業損失	2,891 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	2,891 ✓
II 事業外収益	2,393 ✓
III 事業外費用	
経常損失	498 ✓
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	498 ✓
法人税等	
当期純損失	498 ✓

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 たなべ内科クリニック
理事長 田辺 若子 殿

私は、医療法人社団 たなべ内科クリニックの令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月14日

医療法人社団 たなべ内科クリニック
監事 峯嶋 寿賀子